

加賀藩における先祖祭祀と司法業務への影響

——「行政」と「司法」の分離の芽生え——

谷口 眞子

はじめに

近世における將軍家・大名家の構成員の死とその祭祀については、近年研究がすすんでいる分野である。岸本寛は藩としてのアイデンティティーの側面から、歴代藩主の祭祀をとりあげ、藩祖顯彰と藩政改革との関連を指摘するほか、萩藩における將軍の祭祀も扱っている。中川学は鳴物停止や穢れを検討し、鳴物停止の期間や範囲から、將軍家と天皇家の政治的位置を追っている。²⁾一方、高野信治は神格化された武士がいかに多かつたのかを、全国レベルで調査し、支配―被支配関係の新たな側面を照射している。³⁾また中野光浩は諸大名による日光東照宮の勧請を調査し、曾根原理は家康の神格化について研究している。⁴⁾これらの研究はいずれも、將軍家や大名家、あるいは朝廷における死と祭祀が政治的にどのような影響を及ぼしたのか、逆に相互の政治的關係がこれらの祭祀にいかにかに表象されているかを論じたものである。

ところで、朝廷・幕府・藩の構成員の死と祭祀は、司法の世界にも多大な影響を及ぼしていた。家が存続することにより、祀るべき先祖の数は増え、それにともない忌日も増加する。加賀藩では歴代藩主、その正室、世継ぎを生んだ側室(生母)、幼くして亡くなった子などの忌日が、時代を経るにつれ増えていった。また將軍についても、初代家康だけでなく、すべての將軍の命日が忌日と数えられていた。毎月の忌日、祥月忌日(命日)、あるいは祥月忌日の前日には、死刑執行や拷問が禁止されるなどの措置により、司法業務の円滑な運営に支障をきたすようになった。

近世ではいわゆる立法・行政・司法の三権が未分立だったと言われるが、その特徴は、この三権が武士によって担われていたということに加えて、司法の世界、具体的には吟味の実施や刑罰の執行そのものが、政治的儀礼・祭祀と不可分な関係をもっていたところにある。磔や斬罪などの死刑執行は大量の血が流れることから、血の穢れを避けるために、忌日における死刑が禁止されたと考えられる。さらに、被疑者の吟味も控えることになれば、刑罰の言い渡しが遅れ、刑罰の執行も先送りになる。刑罰が確定するまで被疑者は牢に勾留されているため、その間に健康状態が悪化して、刑罰の確定をみる前に牢死する者さえあらわれる事態が起きていた。

本稿では、先祖祭祀がどのような形で司法業務に影響を与えたのか、加賀藩を事例に検討し、近世における「まつりごと」の世界に行政と司法の論理があらわれ、両者が徐々に分離していく過程の一端を明らかにしたい。⁵⁾具体的には、將軍家と前田家との姻戚関係・政治的關係を背景にして、歴代將軍の祭祀が加賀藩においてどのように実施されていたのか、そこに前田家の祭祀が加わって、忌日がどのように増えていくのか、司法業務がこうむる影響を藩がいかに解決していこうとしたのかを考察する。

一．將軍家と前田家との姻戚関係

前田家の当主、前田利家は五大老の一人として秀吉政権を支え、秀吉の死後、秀頼の後見役もつとめた豊臣恩顧の大名で、徳川家にとって前田家は、毛利家と同様、無視し得ない存在だった。加賀藩は、明君といわれる五代藩

Abstract

主前田綱紀の治世まで、將軍家と婚姻関係を結んだり、いち早く東照宮を勧請したりして、徳川家と円滑な関係を築き、前田家の存続を図ろうとした。以下、【表1 加賀藩歴代藩主データベース】を参考にしながら、將軍家と前田家の関係をみていく。

初代利家は慶長三（一五九八）年に隠居し、子の利長が家督を相続したが、家康との関係の悪化から、生母芳春院を人質として江戸へ差し出すことになった。関ヶ原の戦いでは徳川方につき、加賀・越中・能登三ヶ国一一九万二七〇〇石を領有することになる。利長は徳川氏との関係を築くために、將軍秀忠の次女珠姫（天徳院）を弟利常の室に迎え、家康の側近本多正信の次男政重（本多正純の弟）を五万石で重臣に召し抱えた。

利常は利長の養嗣子となり、慶長一〇（一六〇五）年、三代藩主として家督を相続した。寛永八（一六三二）年、大御所秀忠が病床にいたとき、前田家謀反の噂が流れた。そこで寛永一〇年、利常は世子光高の室として、將軍家光の養女（徳川家康一男で水戸藩主徳川頼房の女 大姫（清泰院））を迎え、寛永一二年には利常の三女満姫を家光の養女として、広島藩主浅野光晟に嫁がせ、徳川家との関係をさらに深めた。利常は寛永一六年に隠居して、加賀国小松城で二二万石の養老料を領し、嫡男光高が家督を相続して八〇万石を知行した。次男利次は越中国富山一〇万石、三

加賀藩歴代藩主データベース】

婚礼	正室	隠居	藩主在任期間	死去	法名	墓所
	織田信長家臣の女 (芳春院、野田山)	慶長3年4月		慶長4年閏3月	高德院	野田山
天正9年	織田信長四女 (玉泉院、野田山)	慶長10年6月		慶長19年5月	瑞龍院	高岡郊外、のち瑞龍寺に位牌
慶長6年9月	徳川秀忠二女 (天徳院、天徳院のちに野田山)	寛永16年6月	34年	万治元年10月	微妙院	野田山
寛永10年12月	水戸家徳川頼房女で家光養女 (清泰院、江戸小石川伝通院)		6年	正保2年4月	陽広院	天徳院
万治元年7月	会津保科正之女 (松嶺院、江戸下谷広徳寺のちに野田山)	享保8年5月	78年	享保9年5月	松雲院	野田山
宝永5年11月	尾張徳川綱誠女 (光現院、江戸小石川伝通院)		22年	延享2年6月	護国院	野田山
延享元年4月	会津保科正容女 (梅園院、江戸下谷広徳寺、のちに野田山)		1年	延享3年12月	大心院	野田山
婚礼前に重熙死去	高松徳川頼泰女 (剃髪して鎌倉英勝寺に居住)		6年	宝暦3年4月	謙徳院	野田山
婚礼前に重靖死去	紀伊徳川宗直女 (のちに徳川頼濟と結婚)		4ヶ月	宝暦3年9月	天珠院	天徳院
宝暦11年11月	紀伊徳川宗将女 (寿光院、江戸下谷広徳寺、のちに野田山)	明和8年4月	17年	天明6年6月	泰雲院	野田山
寛政11年4月	大聖寺藩前田利道女 (法梁院、江戸下谷広徳寺、のちに野田山)	享和2年3月	31年	文化7年正月	大梁院	野田山
享和3年12月 文化4年12月	(1)尾張徳川実睦女 (離別) (実父は美濃高須藩徳川勝当) (2)鷹司政熙女 (真龍院、野田山)	文政5年11月	20年	文政7年7月	金龍院	野田山
文政10年11月	(1)高松藩徳川頼儀女 (婚礼前に死亡) (2)富山藩前田利幹女 (婚礼前に死亡) (3)秋田藩佐竹義和女 (婚礼前に死亡) (4)將軍徳川家斉女 (景徳院、天徳院)	慶応元年4月	43年	明治17年正月	温敬公	東京日暮里 (神葬)
弘化4年 安政5年	(1)久留米藩有馬頼徳女 (靈鑑院、江戸下谷広徳寺、のちに野田山) (2)鷹司政通女 (実父は久我建通) (顕光院、天徳院)			明治7年5月	恭敬公	東京日暮里 (神葬)

男利治は加賀国大聖寺七万石を与えられ、富山藩と大聖寺藩が誕生する。

四代光高は寛永一六六年に家督を相続するが、在任七年で正保二年に死去したため、清泰院が生んだ五代綱紀が三歳で家督を相続した。綱紀が幼少のため祖父利常が後見役となり、綱紀の室に会津藩主保科正之（将軍家光の弟）の女、摩須姫を迎えた。万治元年に死去した利常の遺領二万石は加賀藩へ返却され、石高は一〇二万石となり、舅の保科正之が綱紀の後見役となった。在任七九年にわたる治世で、綱紀は藩政の安定に力を入れるほか、木下順庵・朱舜水に師事し、林鳳岡と交流し、外戚徳川光圀（光圀は徳川頼房の三男なので、綱紀からみると母方の叔父にあたる）の訓育を受け、たびたび江戸城で儒学を講義したという。

享保八（一七三三）年に致仕した綱紀を継いだのは、三男吉徳だった。七代宗辰は吉徳の嫡男で延享二年に家督を相続した。吉徳の次男重熙は、延享三年宗辰の養嗣子となり、延享四年に八代藩主となった。九代重靖は吉徳の五男で、重熙に世子がなかったため養嗣子となり、宝暦三年五月に家督を相続するが、わずか四ヶ月で死去した。吉徳の七男重教が宝暦四年三月に重靖の跡を継ぐ。

吉徳の十男治脩は、浄土真宗本願寺派の古刹勝興寺（富山県高岡市）の住持だったが、還俗させられて重教の養嗣子となり、明和八年

【表 1

代	藩主名	生母	誕生	家督	官職	縁組
1	利家（としいえ）	長齡院 （竹野氏）	天文7年12月	永禄12年	天正13年筑前守、左近衛権少将、天正17年左近衛権中将、天正18年従四位下参議、文禄3年従三位権中納言、慶長2年従二位権大納言、慶長4年死亡時に従一位	
2	利長（としなが） 利家嫡男	芳春院	永禄5年1月	慶長3年4月	天正13年従五位下肥前守、天正14年従四位下侍従、文禄2年左近衛権少将、慶長2年参議、慶長3年従三位権中納言、慶長19年死亡時に正二位権大納言	
3	利常（としつね） 利家四男	寿福院 （上木新兵衛女）	文禄2年11月	慶長10年6月	慶長10年筑前守、寛永3年従三位権中納言、元和9年肥前守、明治42年従二位	
4	光高（みつたか） 利常嫡男	天徳院	元和元年11月	寛永16年6月	寛永6年正四位下左近衛権少将・筑前守	寛永9年12月
5	綱紀（つなりの） 光高嫡男	清泰院	寛永20年11月	正保2年6月	承応3年正四位下左近衛権少将・加賀守、元禄6年参議、宝永4年従三位、明治42年従二位	
6	吉徳（よしのり） 綱紀嫡男	預玄院 （加賀藩士三田村定長女）	元禄3年8月	享保8年5月	元禄15年正四位下左近衛権少将・若狭守、享保8年加賀守、左近衛権中将、元文5年参議	宝永5年4月
7	宗辰（むねとき） 吉徳嫡男	浄珠院 （上坂喜信女）	享保10年4月	延享2年7月	元文2年正四位下左近衛権少将・佐渡守、延享2年加賀守、左近衛権中将	元文2年6月
8	重熙（しげひろ） 吉徳二男	心鏡院 （神主鏑木政幸女）	享保14年7月	延享4年1月	寛保3年従五位下但馬守、延享4年加賀守、正四位下左近衛権少将、寛延元年左近衛権中将	寛延元年6月
9	重靖（しげのぶ） 吉徳五男	善良院 （実父は立花越中守家臣石川与右衛門）	享保20年11月	宝暦3年5月	宝暦元年従五位下上総介、宝暦3年加賀守、正四位下左近衛権少将	宝暦3年7月
10	重教（しげみち） 吉徳七男	実成院 （加賀藩士辻道直女）	寛保元年10月	宝暦4年3月	宝暦3年正四位下左近衛権少将・加賀守、宝暦5年左近衛権中将、宝暦8年肥前守	宝暦4年4月
11	治脩（はるなが） 吉徳十男	寿清院 （津藩士園田季顕女）	延享2年正月	明和8年4月	明和8年正四位下左近衛権少将・加賀守、安永元年左近衛権中将、寛政4年参議、享和2年肥前守、大正6年従三位	明和8年7月
12	斉広（なりなが） 重教二男	貞琳院 （美濃郡上藩士山脇守之女）	天明2年7月	享和2年3月	寛政9年正四位下左近衛権少将、享和2年加賀守、左近衛権中将	
13	斉泰（なりやす） 斉広嫡男	栄操院 （加賀藩士小野木之庸女）	文化8年7月	文政5年11月	文政5年正四位下権少将・若狭守、加賀守、左近衛権中将、天保2年参議、安政2年権中納言、元治元年正三位、明治13年従二位、17年正二位	文政6年4月
14	慶寧（よしやす） 斉泰嫡男	景徳院	天保元年5月	慶応2年4月	天保13年正四位下左近衛権少将・筑前守、嘉永5年左近衛権中将、安政5年正四位上、慶応元年参議、明治2年従三位、明治26年従二位	

の重教隠居にともない家督を継いだ。しかし天明五年、隠居していた重教が監国政治と言われる政治体制をとって一時的に実権を握る。翌天明六年の重教死去により藩政に復帰した治脩は、享和二年に致仕し、文化七年に死去した。一二代斉広は重教の次男で、叔父治脩の養嗣子となり、享和二年に家督を継いだ。斉広の嫡男斉泰は、文政五年に一二代將軍家斉から諱字を下賜されて斉泰と名乗り、翌月家督を相続する。文政一〇年、家斉の娘溶姫を室に迎え、四三年間藩主の座にあった。一四代慶寧は斉泰の嫡男で、天保一三年に一二代將軍家慶から諱字を下賜されて慶寧と名乗り、慶應二年に家督を相続する。明治二年の版籍奉還後、金沢藩知事に任命され、廃藩置県を迎えた。

総じてみると、一八世紀前半までは、徳川將軍家あるいはその親戚大名と婚姻関係をもつことによって、豊臣恩顧の大名家だった前田家が、自家の存続をかけて生きようとした姿をうかがうことができる。しかし、七代宗辰から一一代治脩までは、すべて六代吉徳の子であり、さらに六代から一三代当主まで、いずれも將軍家と血縁関係のない者が藩主になっていることから、將軍家との紐帯はかつてほど強くなっていったといえる。

二・東照宮勸請と歴代將軍の回忌法要

(一) 東照宮勸請

前田家は將軍家との血のつながりのみならず、徳川家康を東照大権現として祀った日光東照宮を金沢に勸請し、初代將軍を領内で祀った。寛永期は大御所秀忠と三代將軍家光が併存していた時期で、幕府の政治力はまだ盤石ではなかった。秀忠が死去したのは寛永九年である。この段階では、諸大名に通達してから加藤忠広の改易を実施しているし、法度に背く旗本や大名を監察する大目付も設置したばかりであった。寛永一〇年に軍役人数割を定めた寛永の軍役令が公布され、参勤交代が正式に制度化されたのは、寛永一二年のことであった。その翌年、日光東照社の造営が完成して、正遷宮が行われる。加賀藩が東照宮勸請の願書を幕府へ提出したのは、正遷宮の三年後、すなわち寛永一六年のことである。

寛永一七(二六四〇)年二月二八日、將軍家光は金沢への東照宮勸請を

許可した。「寛永承図」には、光高が酒井讚岐守(酒井忠勝)をもつて、東照大権現を金沢城中の北に勸請したいと望み、將軍家光が「光高はわが甥なり(筆者注:將軍秀忠の次女(天徳院)の子が光高なので、家光にとって光高は甥にあたる)、他にあらず、よろしく大権現を祭りたてまつりて、国家を鎮め、かつ軍神とすべしとなり」と述べたとみえる⁶⁾。

寛永一七年二月一八日、加賀藩は上野寛永寺の常照院に金沢城内の東照宮別当として、知行一五〇石を与えた。そして、寛永一八年八月二〇日、東照宮靈代が江戸を出発して金沢に向かった。「政隣記」にみえる金沢東照宮起立に関する記述によれば、金沢城内に東照大権現の廟を作らせ、その別当として常照院を招き、祭礼の規程をつとめさせたという。その後、毎年四月一七日、正月・五月・九月に大般若経を転読させ、常照院が金沢へ来たときに、総曲輪の内に別当屋敷として一院を構えたようである。のちに、松植院が祭礼を担当し、松植院の死去後は神護寺(別当屋敷)と東照宮の社務などを金沢天台宗三か寺(金沢町の安住寺・最勝寺・西照寺)が担った。東照宮には城内の番所と同じように番人が警護にあたった⁷⁾。

加賀藩は般若経を転読させるだけではなく、神護寺で家康の回忌法要も営んでいた。百回忌法要は正徳五年四月一三日〜一七日に行われている。この頃はまだ神護寺とは呼ばれていなかったようで、「政隣記」には「金沢権現堂」と記されている。江戸では、諸大名が名代の使者を日光に派遣し、日光東照宮では四月七日から一六日まで法要が営まれた。また江戸の上野寛永寺には四月一七日に諸大名が参拝した。四月二一日、日光での法要が終わったことをうけて、御三家と前田家は幕府へ三種二荷を献上している⁸⁾。百五十回忌法要は明和二年四月一六日に神護寺で営まれ、「諸殺生遠慮」が触れられた。江戸では、江戸城内にある紅葉山東照宮へ、藩主前田重教が諸大名とともに拝謁している。百回忌と異なり、代拝の使者を日光へ派遣するかわりに太刀を献納している⁹⁾。二百回忌法要は、文化一二年四月一六日〜一七日に神護寺で行われ、九つ時に供揃えをして、直垂を着した藩主が神護寺へ参詣している¹⁰⁾。

家康のみならず歴代將軍についても、その位牌を安置した金沢の寺で回忌

法要が営まれていた。神護寺では家康のほか、家光・家綱・綱吉・吉宗・家治・家斉の法事も行われていた。一方、浄土宗の触頭である如来寺（寺領二〇〇石）には家康のほか、増上寺を菩提寺とする歴代将軍、すなわち秀忠・家宣・家継・家重の位牌が安置され、そこで回忌法要が営まれている。ただし、如来寺は享保三年に焼失したため、享保九年一〇月晦日の文昭院（家宣十三回忌は天徳院―曹洞宗の触頭をとめる天徳院（寺領五〇〇石）は元和九年、三代藩主前田利常室（徳川秀忠の女珠姫）の菩提所として建立され、法号により天徳院と名付けられた¹¹⁾で行われた。

（二） 歴代将軍の忌日に参詣する加賀藩主

藩主は日光東照宮を勧請し、歴代将軍の回忌法要を寺で実施するほか、祥月忌日ならびに毎月の忌日にも参詣していた。その様子を「大野木克寛日記」でみてみたい。

「大野木克寛日記」（金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫所蔵）は、加賀藩士の大野木克寛が享保元（一七二六）年～宝暦四（一七五四）年、すなわち五代綱紀から一〇代重教の治世に及ぶ三八年間の事柄を記した日記で、全三二冊に及ぶ。克寛は元禄二二（二六九九）年に生まれ、享保一一年に父の遺領一六五〇石を相続して人持組―加賀藩の家臣団は八家が年寄として頂点に位置し、それにづくのが人持組である―に属した。克寛は火消役や小松城番、奏者番をつとめた。奏者番は登城した藩士を記録し、跡目相続や役職任命などによる「御礼」の際には、その次第を藩主に言上し、藩主の下賜品を披露するなど、公式行事で藩主と藩士を取り次ぐ役目である。大野木克寛は二〇数年間、奏者番を勤めていたため、この日記には藩主の葬儀や法要をはじめ、家督相続の御礼など儀礼関係の記事が詳しく記されている。¹²⁾

歴代将軍の回忌法要開催事例として、享保一七年四月二十九日の将軍家継十七回忌をとりあげてみよう。如来寺で卯上刻から法要がはじまり、巳下刻に終わり、藩主は午下刻に直垂を着て参詣し、拝礼後、帰城したとある。藩主は法要が終わった約二時間後に参詣していることがわかる。¹³⁾

次に祥月命日の参詣についてみる。享保一十九年一月一〇日は常憲院（五代

将軍徳川綱吉）の祥月忌日で、神護寺へ参詣したときの様子が次のように記されている。

神護寺御参詣、是常憲院様御忌日ニ因也、被為召御直垂カナイロ・御烏帽子風折、御供組頭兩人、御持太刀之御表小将「姓」外一人、都合四人布衣着、御馬捕・御挟箱持・御笠持・御草履取白帳（ハクチョウ）着、是毎之儀也¹⁴⁾

藩主は真鍮色の直垂に風折烏帽子を頭にかぶった礼服姿である。供は二人の組頭、太刀持ちの小姓ほか一人の合計四人で、彼らは布衣（無紋の狩衣）を身にまとい、馬の口取り、挟箱持、笠持ち、草履取は白帳を着ていた。同年一月三日に、高徳院（前田利家）の忌日で宝円寺へ参詣したときや、二日後の一月五日に、天徳院へ陽広院（前田光高）の忌日で参詣したときには、「御長袴」とあるので、歴代将軍と歴代藩主の参詣では衣装が異なっていたと考えられる。¹⁵⁾

最後に毎月の忌日の様子についてみておこう。享保一七年一月一七日には「御宮御社参、御直垂被為召、布衣并白帳之御供等如例云々」とあり、金沢城内にある東照宮へ藩主吉徳が直垂姿で参詣し、布衣や白帳を着た御供を連れていたことがわかる。家康の祥月忌日は四月一七日なので、この例は毎月の忌日の参詣記録ということになる。

ちなみに、一月は二四日が二代将軍秀忠の祥月忌日で如来寺に参詣し、三〇日には七代将軍家継（有章院）の忌日で、同じく如来寺に参詣している。家康のみならず歴代将軍の（祥月）忌日に、藩主自身が参詣していることが確認できる。

（三） 歴代将軍の法事開催のあり方

「大野木克寛日記」の享保七年三月二八日条には、江戸から来た書状の写しの内容が記されている。

当二月十二日戸田山城守殿於御宅、上野宮様「寛永寺のこと」筆者注」役者并増上寺之方丈召之、被仰渡之趣御代々御年忌御法事之節、毎度勅使被仰付候得共、ヶ様二者有之間敷事二思召候、其上禁裏御代々御年忌之節、御使被仰付候義無之候へ者、兼而如何敷義二思召候間、当四月之御法事今御辞退被仰上候、且又読経之儀も自今以後者千部を限り、或者三百部或は二百部可被仰付候、日光御宮之儀者格別之御事二候、例幣使をも被仰付事二候へ者、此以後も御遠忌御法事之節も只今迄之通り、勅会被仰付候様ニ御願被成筈二候、以上

三月十二日⁽¹⁶⁾

右の史料によると、歴代將軍の年忌法要で毎回勅使が幕府に派遣されていたが、天皇の年忌では幕府から使者を出していないため、享保七年四月から勅使派遣は辞退し、読経も短くすることが、老中戸田山城守宅で上野寛永寺の役者と増上寺の方丈に伝えられている。ただし、日光東照宮は別格扱いで、家康遠忌の法事では従来通り勅会、すなわち勅命による法要を仰せつけられるよう願うとある。法要期間が短くなったほか、家康とそれ以外の歴代將軍で、勅使派遣の有無により差別化が図られたといえる。

実はこの一ヶ月ほど前にあたる三月一日に、前田吉徳を含む万石以上の大名が登城の上、法会を軽くすること、諸事これに準じること、献上物や下賜品を減らすことを命じた紙面を渡されていた⁽¹⁷⁾。

同年四月晦日、金沢の天徳院で営まれた七代將軍家継(有章院)の七回忌について、克寛が「これまで公儀の法会は五日間だったが、一日になった。これは江戸で、御三家も含めこのように法会を執行するよう幕府から言われたことによる」とあることから、この方針は守られたといえよう⁽¹⁸⁾。

以上のことから、八代將軍吉宗は儉約の一環として、寺社における法事の費用を減らし、その方針は幕府と諸藩の双方に適用されたことがわかる。

回忌法要は幕府・諸藩にとって重要な儀礼だったが、ときにその日にちをずらすこともあった。享保一七年一〇月一〇日、常憲院(綱吉)二十五回忌が神護寺で行われた。「常憲院様(綱吉)廿五回忌御法会、於神護寺御執行(中

略)御正当者雖為来年正月十日、於公儀御取越御執行二付、於御家も如此ト云々」とあるように、本来であれば綱吉の二十五回忌は享保一八年一月一日に行われるべきだが、幕府が前倒しにしたので、加賀藩でもそれにならった、というのである⁽¹⁹⁾。

享保期に法事の期間が短縮されたとはいえ、藩主は歴代の藩主、室、生母など前田家の祭祀のみならず、歴代將軍すべての回忌法要を営み、毎月の忌日の参詣も行っていたことが明らかになった。このような忌日の増加は、藩主の日常生活において儀礼が占める割合が増えていき、藩政にたずさわる時間が減っていったことを意味するが、事はそれにとどまらなかった。

三. 増加する忌日と司法業務への影響

(一) 一八世紀前半まで

「公事場御条目等書上候帳 上・中・下」は、寛政八年四月に公事場奉行四名の連署のもとに提出された史料で、公事場奉行所の御定、その後例となるべき法令を整理したものである⁽²⁰⁾。上巻・中巻には、公事訴訟取り裁きに関する規定が収められている。加賀藩の司法の変遷についてはすでに拙稿⁽²¹⁾で論じたので、ここでは「公事場御条目等書上候帳 上」のうち主に「御刑法除日等之事」から、忌日にどのようなことが禁じられていたのか、その時代的変遷をうかがうことにしたい。題目にみえる「刑法」とは、現代の民法・刑法という区分における刑法を指すのではなく、磔や斬罪など刑の執行を示す言葉である。また「除日」とは除外する日、差し控える日という意味である。

さて、忌日についてみると、延宝七(二六七九)年四月に寄合所から公事場にあてて、三・五・六・七・一二・一三・一六・一七・一八・二〇・二一・二二・二三・二四・二九の合計一五日間は、死刑執行をさしひかえるよう通達している。また祥月命日には、さらに拷問の実施も避けること、とみえる。しかし、延宝八年一〇月には死刑・拷問を差し控える日にちが変更されている。延宝七年と比べて、毎月の忌日を減らしている。延宝七年では忌日の日の拷問は認められていたから、毎月の忌日の減少にともない、拷問を実施してもよい日数が増えたことになる。

毎月の忌日は合計九日間で、初代～四代までの将軍、同じく初代～四代までの加賀藩主、三代利常の室で四代光高の生母、四代光高の室で五代綱紀の生母、さらに綱紀室の父（綱紀の岳父）保科正之の命日である。彼らは前田家にとって、最も丁重に祀られるべき人々ということになる。将軍と藩主が初代から歴代すべてであるのに対し、室・生母は三代からであり、両者に差異が見られる。

次に、祥月忌日については合計一〇日間が定められた。二月二五日の天神縁日は、延暦三（七八四）年に死去した菅原道真であり、忌日の中では異色である。また七月二九日の「先水戸様」は、水戸光圀をさすと考えられる。

光圀は家康の一一男徳川頼房の三男で、頼房の女が家光の養女として四代藩主光高の室清泰院になったため、前田家にとっては外戚にあたる。保科正之と同じく、御三家の水戸家にも気遣いした結果だろう。歴代藩主の室・生母については、初代利家の室で二代利長の生母芳春院、三代利常の生母寿福院が含まれている。²²

分家である大聖寺藩・富山藩・七日市藩の初代藩主もその祥月忌日が算入されている。実性院（大聖寺藩初代藩主前田利治）と龍光院（富山藩初代藩主前田利次）は、ともに利常の子であった。また同じく利常の女で八条智忠親王妃となった眞照院も含まれている。加賀藩では三条家や万里小路家などの公家にも藩主の女が嫁いでおり、のちに彼女たちの祥月忌日も組みこまれるようになる。そのほか、慶安二年八月一三日に死去した「万菊様」（前田光高第一子万菊丸）、延宝三年六月一五日に死去した幻住院（前田綱紀第一子千代松）も入っている。歴代藩主の子のすべての祥月命日が算入されているわけではなく、眞照院のように嫁いだあとに亡くなっても、嫁ぎ先が有力な公家である者、分家を創出した初代当主、藩主の第一子として将来の跡継ぎと目されながら、家督相続以前に亡くなった者が含まれている。政治的な重要性の程度が反映されていると言えよう。

死刑・拷問の実施を忌避する傾向はその後も続いた。元禄六年三月の留帳には、「明日は速夜なので吟味をひかえた」とみえ、重大な忌日についてはその前日から死刑・拷問がさしひかえとなった。²³ また「御法事等之節死刑・

拷問指扣之事」からは、さらにそれが加速していく様子がうかがえる。²⁴ 四月五日を祥月忌日とする陽広院（四代藩主前田光高）の五十回忌法要が、元禄七年に行われるにあたって、公事場は死刑・拷問などを四月一日からさしひかえるよう命じられている。祥月忌日前日だけでなく、法事がある月の一日から法事がすむまでの間、死刑・拷問を控えるよう、年寄中が申し渡したのである。また法事の前月であっても、恩赦実施の覚書が渡されたら、法事が終わって恩赦が仰せ出されるまで、死刑・拷問の実施はひかえられた。公事場ではその間に、恩赦の適用候補者の名寄書を作成して、年寄中へ提出している。

元禄期は五代将軍綱吉が公布した生類憐み令の影響下にあつた。大名領と幕領では、その徹底度に差があるとも言われているが、生きとし生けるものを大切に、捕まえたものを放つてやるという「放生」の考え方は、恩赦と通じる部分がある。死刑・拷問の忌避にはこのような思想も影響を与えていると推察される。

元和三（一六一七）年七月一六日に死去した芳春院（初代藩主前田利家室）の百五十回忌法要が、明和三（一七六六）年七月に行われたときにも、その月の一日から死刑・拷問をひかえている。ただし、吟味を急ぐ者については前日まで拷問の実施はゆるされている。一方、明和九年二月の玉泉院（二代藩主前田利長室で元和九年二月二四日に死去）百五十忌では、法事前日より死刑などがさしひかえとなっており、前日からその月のはじめからかは、必ずしも厳密ではなかったようである。²⁵

（二）天明期の改革

元禄期以降、忌日は死者の増加とともに増えていった。公事場で吟味する日数が少なくなると、軽罪の者の詮議すら進まず、すぐに赦免すべき者まで重罪犯とともに勾留されていた。長く牢に勾留されている間に、牢死する者まであらわれていた。

死刑や拷問をひかえる日数の増加傾向に歯止めをかけたのは、一〇代藩主だった前田重教である。すでに治脩に家督を譲って隠居していた重教が、藩

政に一時的に復帰したのは、天明五（一七八五）年のことで、重教は忌日より司法業務が阻害されている風潮を改革しようとした。

この問題について、加賀藩ではすでに天明四年、幕府の様子を聞き合わせ、幕府では歴代將軍の祥月命日の日に死刑・拷問は実施しないが、手鎖・入牢は行っており、將軍の室については遠忌でも死刑・拷問を実施している、との情報を得た。そこで、藩政に復帰した重教は次のような方針を打ち出した。

近年御日柄多相成、於公事場御刑法者可被仰付日取り、一ヶ月之内二漸一日ならて無之候、前條之通詮議之内二年月を經漸相極候上、又候御日柄撰二て及延引候儀、甚以御心外ニ被思召候、依テ御刑法者被仰付候日取相増候様御解被仰付候條、彼是以是以後随分吟味方等無遲滞様言上可有之之事⁽²⁶⁾（最近は御日柄（忌日）が多くなって、公事場で刑罰を仰せつける日が、一ヶ月に一日ほどになってしまった。詮議に時間を費やした上、それを申しつける日も選ぶために、時間がかかるのは心外である。よって、刑罰を言い渡す日数を増やすよう、「御解」を命じる。以後は、吟味などを遅滞なく行い、言上すること）。

この命によつて、二・四・一一・一三・二二・二六・二七の八日は毎月「明キ日」、すなわち刑罰を申し渡す日とされた⁽²⁷⁾。これらの日付のうち、歴代將軍および加賀藩歴代藩主の祥月忌日前日（連夜）と祥月忌日当日にあたる場合は、死刑・拷問・禁牢・吟味をさしひかえるように決まった。

藩主の子で家督を相続しなかつた男子や女子の祥月忌日当日については、死刑・拷問はひかえるものの禁牢・吟味はゆるされた。たとえば、前田利家の子利貞で元和六年、一三歳で死去した江月院の祥月忌日にあたる八月二日、前田利常の女（徳川秀忠の養女）で津山城主森忠政の子忠広に嫁ぎ、一八歳で死去した浩妙院の祥月忌日である八月四日、前田利常の子利明で大聖寺藩二代藩主だった大機院の祥月忌日である五月一三日などは、いずれも「明キ日」に指定された日付だが、祥月忌日のみ死刑・拷問が禁止されたのである。

被疑者の吟味や刑罰の執行が滞りなく行われるようにする、という重教の

方針は、重教亡きあと、藩政に復活した藩主治脩に受け継がれた。天明七年三月、泰雲院（前田重教）の一周忌に際して治脩は、幕府でも一周忌の法事がすむまで死刑執行を延期することは行っていないので、死刑に決まった者は刑罰を執行すべきである、と述べている⁽²⁸⁾。

享和二年には、治脩を継いで重教の次男斉広が家督を相続した。そして享和三年には、歴代將軍、歴代藩主とその室・生母、歴代藩主の子について、それぞれの祥月忌日・祥月前日・忌日に、いかなる司法業務を行つてよいかが決まされた。

四、忌日が司法業務に与える影響

(一) 享和三（一八〇三）年以降の忌日

享和三年段階で、一年間の死刑・拷問・勾留者の吟味を忌避する日は、【表2】加賀藩前田家の忌日一覧】のようであった。【表2】は享和三年の「毎月死刑拷問并禁牢吟味控方覚牒」をもとに作成した⁽²⁹⁾。この史料は將軍家と前田家の忌日を一日ごとに一年分書き上げ、死刑・拷問を控える日、吟味も控える日に分けている。加賀藩に限ったことではないが、時代が下るにつれ、歴代藩主・室・生母やその子の祥月忌日や毎月の忌日が、膨大な数になっていくことがわかる。まず、史料でどのように記されているか、その一部を紹介しよう⁽³⁰⁾。

最初に凡例がある。一本線は前田家歴代藩主とその子、二本線は徳川家歴代將軍、三本線は徳川家と前田家の両方を示している。そして、いずれも吟味をひかえるべきこととある。次に三種類の丸印が説明されている。●を朱色で囲った「二丸」◎は「吟味ヲモ扣ル」とあり、祥月忌日とその前日の印である。●だけの印は「禁牢扣ル揚屋へ入ル、先ハ吟味ヲモ扣可申事」、朱色の○は「禁牢ハ不支、死刑拷問扣ル、吟味不支事」と説明されている。すなわち丸印は、死刑・拷問・禁牢はもちろん、吟味も正式に控えるか、死刑・拷問・禁牢は差し控え、当座の処置として吟味も中断するか、死刑と拷問のみの執行を控えるかの区別である。

たとえば正月から一月一〇日まででは次のように書かれている。

正月 元日 此二日アキ日ニ候得共三ヶ日之内故、朱星ニ当り候事

二日

三日

四日

五日

六日

七日

● 高徳院様等御忌日

御解日 天明五年ヨリ

● 陽広院様等御忌日并

松寿院様御祥月〔朱書…享和三年〕

〔朱書…秦雲院様姫君保科肥後殿室〕

御解日 享和二年十二月ヨリ

御解日ニ候処、文化九年五月此日式日可相省旨被 仰出候

故、黒日ニ相

改ル 太梁院様御正当ニ付之事ニ相当ル

八日

◎

〔朱書…太梁院様御祥月御前日〕

嚴有院様御忌日

〔朱書…二九八太梁院様御祥月御前日故也〕

九日

◎

〔朱書…太梁院様御祥月御忌日〕

松雲院様御忌日

〔朱書…二九常憲院様御祥月御前日故也〕

十日

◎

常憲院様御祥月御忌日〔朱書…宝永六年〕

天明五年に藩政へ一時的に復帰した隠居の重教は、先に述べたように二・四・一・一・二三・二二・二二・二六・二七の八日間を毎月「明キ日」とした。たとえば右にあげた史料の「四日」の項目をみると、「御解日 天明五年ヨリ」とあつて、重教の命令が引き継がれていたことがうかがえる（ただし、正月三日は祝日で、四日が「まつりごと」の始めであるため、本来「明キ日」の二日

には吟味などは行わない）。その一方で、天明五年段階では「明キ日」でなかった「六日」「七日」についてみると、まず「六日」が享和二年から「御解日」になっていることがわかる。逆に「七日」は、天明五年以降の時点で「御解日」になっていたところ、文化九年五月より式日から省かれている。

太梁院（一代藩主治脩）が金沢で死去したのは、文化七年正月七日だった（『発喪』すなわち喪が発せられたのは正月九日だった。そのため松雲院（五代藩主前田綱紀）の忌日と重複していたのである。しかし文化九年五月に、本来の祥月命日である正月七日に戻したと考えられる。また寛政七年六月二七日に江戸で死去した観樹院（二〇代藩主重教の子齋敬）も、当初は六月三日を祥月忌日としていたが、同じく文化九年五月に六月二七日に戻している。ただし、『加賀藩史料』にはこの処置に関する史料は見当たらず、深い意図があつたかどうかは今後の検討課題である。

さて、この史料を日付ごとに分類し直したのが、【表2】である。例として一三日をみてみる。二月一三日は元禄一二年に死去した花心院（前田綱紀の子）の祥月忌日、五月一三日は元禄五年に亡くなった大機院（前田利常の子で大聖寺藩二代藩主前田利明）の祥月忌日、八月一三日は慶安二年に逝去した桂香院（前田光高の子）の祥月忌日であった。また一〇月一三日は、正徳二年に亡くなった文昭院（將軍徳川家宣）の祥月前日であると同時に、永禄三年に死亡した休岳公（前田利家の父前田利春）の祥月忌日、慶長一〇年に亡くなった祥雲院（前田利家女で万里小路光房簾中）の祥月忌日でもある。このように、一日から三〇日までの日付には、それぞれの祥月忌日、祥月前日、毎月の忌日とされた情報を整理している。

煩雑になるため表には反映できなかったが、「毎月死刑拷問并禁牢吟味控方覚牒」には祥月忌日、祥月前日、毎月の忌日について、死刑・拷問・吟味・禁牢のどれを忌避すべきかも書かれていた。一三日の場合、以上にあげた月以外、すなわち一月、三月、四月、六月、七月、九月、十一月、一二月の一三日は「天明五年より解日」と書かれている。つまり、この八日間は吟味をしたり刑罰を執行したりすることができるということになる。

また二三日の項をみると、九月二三日は明暦二年に死亡した清泰院（前田

【表 2】 加賀藩前田家の忌日一覧

日付	忌日の内容
1日	1/1 は三が日／2/1 以降の月は祝日
2日	1/2 は三が日／3/2 は高德院（前田利家）祥月前日／6/2 は性空院（前田綱紀の子）祥月忌日（元禄2年）
	8/2 は江月院（前田利家の子）祥月忌日（元和6年） 他の月は天明5年より解日
3日	3/3 は高德院（前田利家）祥月忌日（慶長4年）／7/3 は天徳院（前田利常室で徳川秀忠女）祥月忌日（元和8年）
	8/3 は実成院（前田重教生母）祥月忌日（宝暦11年） 他の月は高德院（前田利家）忌日
4日	4/4 は陽広院（前田光高）祥月前日
	6/4 は慈雲院（前田利家の子で七日市藩初代藩主）祥月忌日（寛永14年）と自清院（前田利常の子で前田阿波守（本多政長）室）祥月忌日（慶安3年）
	8/4 は浩妙院（前田利常の子で津山藩主森忠広室）祥月忌日（寛永7年）／10/4 は天珠院（前田重靖）祥月忌日前日 他の月は天明5年より解日
5日	1/5 は松寿院（前田重教女で保科肥後守室）祥月忌日（享和3年）／4/5 は陽広院（前田光高）祥月忌日（正保2年）
	7/5 は昌光院（前田綱紀女で酒井左衛門尉室）祥月忌日（天明元年）
	10/5 は天珠院（前田重靖）祥月忌日（宝暦3年）と梅窓院（前田綱紀女で前田対馬守室）祥月忌日（享保3年） 他の月は陽広院（前田光高）忌日
6日	3/6 は寿福院（前田利常生母）祥月忌日（寛永8年）／7/6 は高源院（前田利家女で前田七郎兵衛養母）祥月忌日（元和6年）
	11/6 は玉台院（前田吉徳養母で南部信濃守室）祥月忌日（寛延3年）／12/6 は泰真院（前田綱紀女で二条内大臣吉忠政所）祥月忌日（寛延元年） 他の月は享和2年より解日
7日	2/7 は寿清院（前田治脩生母）祥月前日／5/7 は巖有院（徳川家綱）祥月忌日前日／7/7 は龍光院（前田利常の子で初代富山藩主前田利次）祥月忌日（延宝2年）／9/7 は浚明院（徳川家治）祥月忌日前日と正智院（前田綱紀の子で4代大聖寺藩主前田利章）祥月忌日（元文2年）
	他の月は享和2年より解日→文化9年より式日から除外
8日	1/8 は太梁院（前田治脩）祥月前日
	2/8 は櫻溪院（前田利常女で保科筑前守室）祥月忌日（正徳5年）と寿清院（前田治脩生母）祥月忌日（宝暦元年）
	5/8 巖有院（徳川家綱）祥月忌日（延宝8年）／8/8 は孤月院（前田利常の子）祥月忌日（慶安4年）
	9/8 は浚明院（徳川家治）祥月忌日（天明6年） 他の月は巖有院（徳川家綱）忌日
9日	1/9 は太梁院（前田治脩）祥月忌日と常憲院（徳川綱吉）祥月前日／5/9 は松雲院（前田綱紀）祥月忌日（享保9年）
	他の月は松雲院（前田綱紀）忌日
10日	1/10 は常憲院（徳川綱吉）祥月忌日（宝永6年）／6/10 は靈松院（前田綱紀の子）祥月忌日（延宝5年）
	他の月は常憲院（徳川綱吉）忌日
11日	3/11 は幻花童女（前田利常女）祥月忌日（元和9年）／4/11 は謙徳院（前田重熙）祥月前日
	6/11 は護国院（前田吉徳）（延享2年）・泰雲院（前田重教）（天明6年）・惇信院（徳川家重）（宝暦11年）祥月前日
	10/11 は微妙院（前田利常）祥月前日／12/11 は大応院（前田宗辰）祥月前日 他の月は寛政5年7月より泰雲院（前田重教）忌日前日
12日	4/12 は謙徳院（前田重熙）祥月忌日（宝暦3年）
	5/12 は華嚴院（前田吉徳の子）祥月忌日（宝暦11年）と宣光院（前田重教の子）祥月忌日（明和8年）
	6/12 は護国院（前田吉徳）（延享2年）・泰雲院（前田重教）（天明6年）・惇信院（徳川家重）（宝暦11年）祥月忌日
	10/12 は微妙院（前田利常）祥月忌日（万治元年） 12/12 は大応院（前田宗辰）祥月忌日（延享3年）と幻空院（前田吉徳女）祥月忌日（寛保3年）と靈心院（前田吉徳女）祥月忌日（元文4年） 他の月は微妙院（前田利常）忌日・惇信院（徳川家重）忌日
13日	2/13 は花心院（前田綱紀の子）祥月忌日（元禄12年）／5/13 は大機院（前田利常の子で大聖寺藩2代藩主前田利明）祥月忌日（元禄5年）
	8/13 は桂香院（前田光高の子）祥月忌日（慶安2年）
	10/13 は文昭院（徳川家宣）祥月前日と休岳公（前田利家父前田利春）祥月忌日（永禄3年）と祥雲院（前田利家女で万里小路光房簾中）祥月忌日（慶長10年） 他の月は天明5年より解日

14日	7/14 は福昌院（前田利家の子利政）祥月忌日（寛永10年）／10/14 は文昭院（徳川家宣）祥月忌日（正徳2年）
	他の月は文昭院（徳川家宣）忌日
15日	6/15 は幻住院（前田綱紀の子）祥月忌日（延宝3年）
	他の月はアキ日だが祝日
16日	7/16 は芳春院（前田利家室）祥月忌日（元和3年）
	他の月は芳春院（前田利家室）忌日
17日	4/17 は東照権現（徳川家康）祥月忌日（元和2年）／6/17 は養泉院（前田利家女で浅野左京太夫（浅野幸長）室）祥月忌日（文禄2年）
	10/17 は寿光院（前田重教室）祥月忌日（享和2年）
	他の月は東照権現（徳川家康）忌日（元和2年）
18日	1/18 は陽春院（前田利常女で松平越中守（松平定重）室）祥月忌日（寛文6年）／4/18 は春桂院（前田利家女で前田対馬守（前田長種）室）祥月忌日（元和2年）
	6/18 は玄松童子（前田利常の子）祥月忌日（寛永2年）／12/18 は浄珠院（前田宗辰生母）祥月忌日（天明元年）
	他の月は享和2年より解日
19日	1/19 は鏡餅祝日／4/19 は大猷院（徳川家光）祥月前日／5/19 は瑞龍院（前田利長）祥月前日
	6/19 は有徳院（徳川吉宗）祥月前日と慈徳院（前田吉徳女で富山藩5代藩主前田利幸室）祥月忌日（宝暦8年）
	他の月は享和2年より解日
20日	1/20 は宝仙院（前田吉徳女で松平伊勢守室）祥月忌日（寛延3年）／4/20 は大猷院（徳川家光）祥月忌日（慶安2年）
	5/20 は瑞龍院（前田利長）祥月忌日（慶長19年）
	6/20 は有徳院（徳川吉宗）祥月忌日（宝暦元年）と預玄院（前田吉徳生母）祥月忌日（明和2年）
	9/20 は光現院（前田吉徳室で将軍綱吉養女）祥月忌日（享保5年）／11/20 は春香院（前田利家女）祥月忌日（寛永18年）
	他の月は瑞龍院（前田利長）忌日・大猷院（徳川家光）忌日
21日	3/21 は盛徳院（前田吉徳女で秋田藩主佐竹義真室）祥月忌日（宝暦12年）／4/21 は実性院（前田利常の子で大聖寺初代藩主前田利治）祥月忌日（万治3年）
	5/21 は香隆院（前田治脩の子で齊広養子）祥月忌日（文化2年）
	他の月は香隆院（前田治脩の子で齊広養子）忌日
22日	1/22 は瑞陽院（前田綱紀の子）祥月忌日（天和元年）／5/22 は廓譚院（前田吉徳の子）祥月忌日（明和2年）
	8/22 は真照院（前田利常女で八条宮簾中）祥月忌日（寛文2年）
	他の月は天明5年より解日（6/22 は桂昌院祥月忌日だったが享和2年より解日）
23日	1/23 は台徳院（徳川秀忠）祥月前日／3/23 は心樹院（前田吉徳の子）祥月忌日（宝暦9年）
	5/23 は祐仙院（前田吉徳女）祥月忌日（寛政10年）と樹正院（前田利家女で将軍秀吉養女）祥月忌日
	6/23 は大岩院（前田利家の子）祥月忌日（寛永5年）
	9/23 は清泰院（前田光高室）祥月忌日（明暦2年）
	他の月は清泰院（前田光高室）忌日
24日	1/24 は台徳院（徳川秀忠）祥月忌日（寛永9年）
	2/24 は孝恭院（徳川家治嫡男大納言）祥月忌日（安永8年）と玉泉院（織田信長女で前田利長室）（元和元年）
	3/24 は春嶺院（前田綱紀養女で三条家簾中）祥月忌日（享保4年）／4/24 は松嶺院（前田綱紀室）祥月忌日（寛文6年）
	6/24 は花尊院貞香大姉貞香大姉（前田利家の子の室）祥月忌日（慶長9年）と善良院（前田重靖生母）祥月忌日（宝暦8年）
	他の月は台徳院（徳川秀忠）忌日
25日	天満宮忌日（延喜3年）
26日	5/26 は心鏡院（前田重熙生母）祥月忌日（享保16年）／他の月は天明5年より解日
27日	1/27 は宝妙院（前田吉徳女）祥月忌日（元文5年）と観樹院（前田重教の子）祥月忌日（文化9年より）
	7/27 は自昌院（前田利常女で浅野光晟室）祥月忌日（元禄13年）／8/27 は妙光院（前田綱紀女）祥月忌日（元禄6年）他の月はアキ日だが、文化9年から観樹院忌日
28日	アキ日
29日	4/29 は有章院（徳川家継）祥月前日／6/29 は観樹院（前田重教の子）祥月前日（寛政7年）
	8/29 は順正院（前田重教女で小石川御前様）祥月忌日（寛政8年）／9/29 は源光院（前田綱紀女で広島浅野家室）祥月忌日（享保15年）
	11/29 は梅顔貞芳大姉（前田利家女）祥月忌日（慶長8年）
	他の月はアキ日。ただし小の月は禁牢・吟味とも禁止
30日	4/30 は有章院（徳川家継）祥月忌日（正徳6年）／6/30 は観樹院（前田重教の子）祥月忌日（寛政7年）
	11/30 は梅園院（前田宗辰室）祥月忌日（延享2年）
	他の月は有章院（徳川家継）忌日／観樹院（前田重教の子）忌日

金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫「毎月死刑拷問并禁牢吟味扣方覚牒」（享和3年）をもとに作成

光高室で五代藩主綱紀の生母)の祥月忌日で、他の月の二三日は「清泰院忌日」と書かれている一方、享保一六年に亡くなった心鏡院(八代藩主前田重熙生母)の祥月忌日にあたる五月二六日以外の月の二六日は、「天明五年より解日」と記されている。清泰院は水戸家徳川頼房女で家光養女であり、五代綱紀の生母であると同時に光高の正室でもあった。対して、心鏡院は八代藩主重熙の生母ではあるが、吉徳の側室であり神主鑄木政幸の女であった。ここには藩主生母であっても、正室か側室かの違いが反映されているといえよう。

このような観点で表をみていくと、徳川家康を含む歴代将軍、ならびに加賀藩主とその正室の祥月忌日・祥月前日・毎月 of 忌日が、死刑・拷問はもろん吟味も避ける日とされている一方、藩主生母でも側室の場合は、毎月 of 忌日でも吟味の実施はゆるぎされており、藩主と正室が公式にイエを担う単位であると考えられていたことがわかる。

また藩主の子は幼少で死亡した子、養子に行った男子、他家へ嫁いだ女子など、その社会的属性はさまざまであったが、男女を問わずいずれも祥月忌日は死刑と拷問が禁止で、毎月 of 忌日における制限はなかった。これは天明五年あるいは享和二年よりはじまったようである。

加賀藩には分家(いわゆる支藩)があった。富山藩、大聖寺藩、七日市藩である。富山藩は前田利常の次男利次を初代とし、寛永一六年、利常の隠居にともない、越中国婦負郡や加賀国能美郡など一〇万石を分与されてきた。五代富山藩主利孝の室は加賀藩六代藩主吉徳女である。大聖寺藩は前田利常三男の利治が初代藩主で、寛永一六年、加賀国江沼郡、越中国新川郡など、合計七万石を分与された。二代藩主は前田利常の五男利明、三代藩主は利明の三男利直だが、四代藩主は加賀藩五代藩主綱紀の五男である。七日市藩は前田利家の五男利孝を祖とし、元和二年、上野国甘楽郡一〇〇一四石を与えられて成立した藩である。九代藩主は大聖寺藩から、一代藩主は富山藩から養子をとっている。加賀藩主との血のつながりが考慮されて忌日が設定されていることは、富山藩の初代と五代藩主の室、大聖寺藩の初代・二代・四代、七日市藩の初代の祥月忌日が入っていることから明らかである。

(二) 具体的事例の検討

では実際に吟味や死刑・拷問などの実施がどのように行われていたのか、文化三(一八〇六)年を例にみてみよう。「吟味者名書并年寄衆聞届名出之記」は、文化三年八月から一二月までの間に行われた吟味の日付順に、吟味者の名前、罪状、判決、宥免等を記し、吟味をした者、刑罰に処した者、赦免された者などのリストを書き出した史料である³¹⁾。

八月〜一二月の間で吟味をしているのは八月二日・四日・七日・一三日・一八日・一九日・二七日、九月二日・一日・一三日・一八日・二七日、一〇月二日・七日・一八日・二七日、十一月二日・七日・二三日・二七日、一二月二日・七日、吟味落着聞き届けは八月四日・一三日、一〇月七日・二七日、十一月二七日、一二月一三日、「刑法者」(死刑執行)は一二月七日に斬罪一人、一二月二六日に磔一人(子供を四人殺した女)と斬罪一人だった。八月〜一二月の五ヶ月の間に、死刑が執行されたのは三人だったことになる。吟味において拷問が行われたという記述はなかった。

先に見た「毎月死刑拷問并禁牢吟味控方覚書牒」には、文化九年に前田重教の嫡子觀樹院が一八歳で死去してから、毎月二七日は吟味差し控えの日となった旨が書き加えられている。文化三年八月・九月・一〇月・十一月の二七日にそれぞれ吟味が行われているのは、この時点ではまだ吟味を行ってよかつた日にちだったからということになる。その他はいずれも、享和三年段階で吟味をひかえる必要がないとされた日である。

また文化三年一〇月には恩赦が実施されている。拾三間町津沢屋取次理兵衛は「疵付出合宿内済」、すなわち出合宿と傷害事件により、八月七日と八月一八日に吟味を受け勾留中だったが、一〇月一三日には將軍家治(後明院)二十一回忌の恩赦が適用され、「可為斬罪者二候へ共、為赦三ヶ所御構追放代刑三ヶ年禁牢」と言い渡されている。つまり本来ならば斬罪の刑に処せられるところ、恩赦として「三ヶ所御構追放代刑三ヶ年禁牢」に減刑されたのである。加賀藩では、領外追放と領内追放の二種類があり、「三ヶ所御構追放」は江戸・京・大坂をお構い場所とする領外追放を指していた。ただし、享保七年に幕府から諸藩に対して、領外追放を自粛する要請が出されたのを受け

て、藩では享保一五年に「三ヶ所御構追放」（領外追放）の代わりに「三ヶ年禁牢」、「御領国迄追放」（領内追放）の代わりに「二ヶ年禁牢」を科すことに変更した。そこで、理兵衛は三年間の禁牢を言い渡されたわけである。

理兵衛のほか、同じ出會宿と傷害事件の一件関係者である、伏見寺門前喜多村屋浅右衛門や、相木屋与三右衛門の娘くにも、浚明院の回忌法要による恩赦で赦されている。恩赦は罪に対する罰を軽減する、あるいは罪そのものの存在を否定する行為だが、その歴史の変遷は、司法業務に影響を与える先祖祭祀とも関連づけて理解しなければならぬといえよう。

おわりに

豊臣恩顧の大名、前田利家を祖とする加賀藩前田家では、將軍秀忠の女や家光の養女、秀忠の子保科正之の女を室に迎えて姻戚関係を結ぶほか、寛永期に東照宮を勧請し、歴代將軍の回忌法要を神護寺あるいは如来寺で営み、藩主はその祥月忌日や毎月の忌日に参詣した。これに、前田家の歴代藩主やその室、生母などの忌日も加えると、藩主の日常生活において將軍家・前田家の忌日にもなう儀礼が占める割合は、時代を経るにつれ累積的に多くなっていったといえる。

一七世紀後半から、祥月忌日あるいは毎月の忌日で、死刑・拷問の実施が認められなくなった。前田家にとって政治的に重要な人物ほど、毎月の忌日でも死刑・拷問差し控えが命じられた。この傾向は加速し、さらに誕生日や出産日などの祝儀の日も差し控えが命じられた。一八世紀末には、一ヶ月のうち被疑者の吟味に割ける日数は、一ヶ月に数日となり、重罪の者も軽罪の者もともに、長い年月にわたって勾留され、中には牢死する者まであらわれた。公事場で刑罰を仰せつける日は、一ヶ月に一日ほどになっていた。

この状態を改革しようとしたのが、すでに家督を養嗣子の治脩に譲っていた隠居の前田重教だった。重教は、被疑者の吟味や刑罰の執行が遅滞なく行えるように改革し、さらに一九世紀初頭には、死刑・拷問は禁止するが吟味・禁牢はゆるす日と、吟味さえゆるさない日が定められた。一年間の忌日を検討した結果、そこに一定の論理を読み取ることができる。すなわち①歴代將

軍、歴代加賀藩主とその正室の祥月忌日・祥月前日・毎月の忌日は、死刑・拷問・吟味すべてを禁止する、②藩主生母でも側室の場合は、毎月の忌日で吟味はゆるす、③男女を問わず藩主の子の祥月忌日は死刑・拷問が禁止されたが吟味はゆるす（分家の当主のうち、加賀藩主の血を継ぐ者についても同じ扱い）。忌日における死刑・拷問・吟味の禁止による司法上の弊害を、最小限に抑えるために、前田家は先祖祭祀という藩の「まつりごと」を一貫した論理で整理した。そこには、近世的な大名家のイエ意識と血のつながりの濃淡に応じたヒエラルキーが表現されている。忌日は一定期間を経ると「御解日」とされ、新たな死者がでると「アキ日」だった日が忌日になった。藩が行う法事、さらに「法事の赦」は、將軍家・前田家の構成員の死とその時間的経過が表象されたものであった。イエの祭祀が司法の世界にできるだけ影響を与えないようにしようとしたところに、政治・行政と司法の分離の端緒が見いだせる。

注

- (1) 岸本学「長州藩の藩祖顕彰と藩政改革」『日本史研究』四六四号（二〇〇一年）、「萩藩における歴代徳川將軍家祭祀」『季刊日本思想史』七八（二〇〇一年）など。
- (2) 中川学「近世の死と政治文化―鳴物停止と穢―」『吉川弘文館』二〇〇九年。
- (3) 高野信治「近世大名家（祖神）考―先祖信仰の政治化―」『明治聖徳記念学紀要』四四号（二〇〇七年）など。
- (4) 中野光浩「諸国東照宮の史的研究」（名著刊行会、二〇〇八年）、曾根原理「徳川家康年忌行事にあらわれた神国意識―家光期を対象として―」『日本史研究』五一〇号（二〇〇五年）、同「秀吉・家康の神格化と「徳川王権論」」『日本思想史学』四四号（二〇一二年）、同「徳川家康の年忌儀礼と近世社会―二つの百回忌行事からの考察―」『季刊日本思想史』七八号（二〇一一年）、同「神君家康の誕生 東照宮と権現様」『吉川弘文館』二〇〇八年。そのほか、佐藤麻里「死」を操作される將軍―近世後期將軍の「身体」から権力を考える―『史海』五八号（二〇一一年）などもみられる。
- (5) 前稿「加賀藩における恩赦の時代的変遷」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』五九輯（二〇一三年度）では、加賀藩をとりあげ、不定期刑としての追放刑が数年の「禁牢」に代替された加賀藩でも、恩赦が行われていたこと、天明末から裁判手続きの迅速化や判例・法令集の編纂など、司法に対する関心が顕著になったこと、恩赦について「常の赦」と「非常の大赦」という概念で体系化しようとする動きが

みられたことなどを論じた。

- (6) 『加賀藩史料』第二編 九八一～九八三頁。なお寛永一八年正月二七日、前田利常は酒井忠勝に書状を送り、東照宮勸請が許可されたことを感謝している。
- (7) 『加賀藩史料』第三編 一一一～一二三頁。
- (8) 『加賀藩史料』第三編 一四四頁。
- (9) 『加賀藩史料』第八編 三六三頁。
- (10) 『加賀藩史料』第一二編 四一六頁。
- (11) 長山直治監修、高木喜美子校訂・編集『大野木克寛日記』（桂書房、二〇一一年）一卷・二巻。なお四年後の十七回忌は如来寺で行われているから、享保九～一三年の間に再建されたと考えられる。以下、『大野木日記』一卷、二巻と略す。
- (12) 『大野木日記』一卷。
- (13) 『大野木日記』二巻、九〇頁。
- (14) 同右、一一八頁。
- (15) 同右、一一六～一一七頁。
- (16) 『大野木日記』一卷、二五五～二五六頁。
- (17) 『加賀藩史料』第六編、二七九頁。
- (18) さらに幕府は、享保七年九月一日、諸寺院へ法事などの軽減を命じている（『御触書寛保集成』）。
- (19) ただし、加賀藩主は享保一八年一月一〇日の綱吉の祥月命日に如来寺へ参詣している。『大野木日記』二巻、九六頁。
- (20) 『藩法集 4 続金沢藩』（創文社、一九六六年）所収。
- (21) 『加賀藩における恩赦の時代的変遷』『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第五九輯（二〇一三年度）。
- (22) 二代利長の室（信長の四女、玉泉院）が入っていないのは記録の誤りと考えられる。
- (23) 「公事場御条目等書上候帳 上」二 御刑法除日等之事。以下「御刑法除日等之事」と略す。
- (24) 「公事場御条目等書上候帳 中」二 御法事等之節死刑・拷問指扣之事。以下、「御法事等之節死刑・拷問指扣之事」と略す。
- (25) 「御法事等之節死刑・拷問指扣之事」。なお、死刑・拷問のさしひかえは、法事だけではない。先にみた延宝八年の場合は、五代藩主前田綱紀の誕生日である一一月一六日も対象となっている（『御刑法除日等之事』）。また元禄七年八月には、天徳院造宮仏殿遷座につき、その日の死刑・拷問はさしひかえとなっている（『御法事等之節死刑・拷問指扣之事』）。
- (26) 「御刑法除日等之事」。
- (27) ただし、寛政五年八月には、天明六年に死去した重教の忌日前日にあたる毎月一日が死刑・拷問さしひかえの日に加わった。これは忌日にあたる二日が、前田

利常（微妙院）と將軍家重（惇信院）の忌日であるため、その前日に振り替えたと考えられる。

(28) 「御刑法除日等之事」。

(29) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫。

(30) 表紙には「享和三年改正」とあるが、七日の記述のようになると書き加えられた部分もある。また朱書き部分は、人物の解説や、忌日が重複する場合の主たる人物以外の情報などである。

(31) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫。

付記

本研究は、平成二三年度～平成二五年度科学研究費補助金・基盤研究（C）（研究代表者・谷口眞子）（研究課題番号二三三二〇八三八）および早稲田大学二〇一四年度特定課題研究助成費特定課題A（一般助成）（研究代表者・谷口眞子）（研究課題番号二〇一四A—〇一一）による研究成果の一部である。

The Influence of Ancestors' Rituals on the Judicial Field: The beginning of the separation between the judicial and the political or administrative fields in the early modern Kaga domain

Shinko TANIGUCHI

Abstract

In the field of Japanese history, ancestors' rituals in the Edo period have been recently analyzed from a political perspective, such as the formation of the identity of a domain, or the political relationship between the Tokugawa family, domainal families, and the Emperor's family. But this research ignores one of the most important perspectives: the judicial one.

The so-called three powers of legislation, administration, and the administration of justice were not separate in early modern Japan. They were under the control of military warriors. Granting special or general pardon (*onsha*) for the ancestors' rituals symbolized the prestige of shogun and domainal lords. In this sense, the early modern Japanese judicial system was deeply connected with the political field.

During that period, *Kaga* was well known to be the largest domain, having more than one million *koku* from the Tokugawa shogunate. The longer the Maeda family ruled the Kaga domain, the more ancestors for whom the then-head of the Maeda family was obliged to hold Buddhist services. After the latter part of the seventeenth century, the anniversaries of ancestors' deaths were recognized as dates when the death penalty or torture should be refrained from being executed. At the end of the eighteenth century, even the examinations of suspected persons were forbidden on such dates. This meant that suspected persons continued to be held in custody without any chance of getting a judicial examination, and that even if they were given a death sentence, it took a long time before it was executed.

It was *Maeda Shigenori* and his foster son, *Maeda Harunaga*, who reformed this situation. They ordered to collect precedent cases and compile them into syllabuses of case law. Both of them aimed at removing an obstacle to normal judicial activities, by limiting the dates when the examinations of suspected persons and the execution of the death penalty were prohibited. As a result, at the beginning of the nineteenth century, the judiciary could do their job by their own rule, without any difficulty. We could therefore find out when the separation between the political or administrative and the judicial fields began, within the framework of the early modern *baku-han* system.